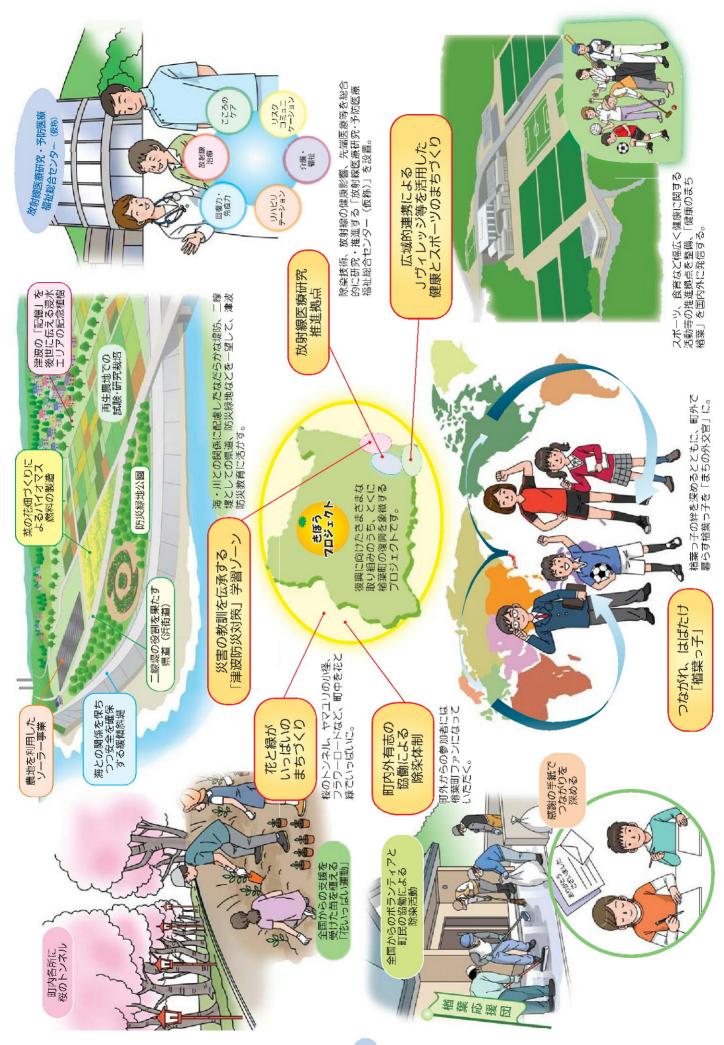


復興に向けたさまざまな取り組みのうち、とくに楢葉町の復興を象徴するものを「きぼうプロジェクト」と位置づけました。これは、未だ自由に見ることのできない町の様子を思い描いて考えたものです。みんなで夢と希望をもって復興へ取り組んでいくためのシンボルとします。

プロジェクト	概要	関連施策(取組項目)
災害の教訓を 伝承する 「津波防災対策」 学習ゾーン	 ●海・川との関係に配慮した堤防(緩傾斜堤)、二線堤としての県道、防災林、記念公園などの津波防災対策を推進し、これらを上から一望できる天神岬を観光や津波防災教育などに活かす。 ●津波浸水範囲の外縁に植樹を行うことで、今回の津波の大きさを伝えることもできる。 	 ・堤防の復旧、緩傾斜堤の導入【5-2)施策2②】 ・県道及びアクセス町道の復旧・整備【5-2)施策2③】 ・防災緑地の整備【5-2)施策2④】 ・天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備【4-5)施策2①】 ・農地の復旧と保全、農業の再生【4-3)施策3①】 ・農地を利用したソーラー事業の導入促進【4-3)施策4①】 ・農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-3)施策4④】
花と緑が いっぱいの まちづくり	●桜のトンネル、ヤマユリの小径、フラワーロードなど、町中を花と緑でいっぱいにする。●花、苗木については、全国に協力を呼び掛けると同時に、避難生活を送る町民にも栽培を依頼して生きがいづくりの一環とする。	 ◆桜のトンネルづくり【4-5)施策2②】 ◆全国へ苗の支援などを呼び掛ける「花いっぱい運動」【4-4)施策1⑤】 ◆全国やまゆりサミットの開催【4-4)施策1④】 ・避難生活の健康維持と生きがいづくり【1-1)施策2②】 ・農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-3)施策4④】
町内外有志の 協働による 除染体制	 ●除染技術の講習会をセットにした、 町民や町外の有志によるボランティ ア除染コースを設定、多くの協力者 を募る。 ●町外からの参加者に対しては、各地 からのツアーなどの形で廉価な交通 手段や宿泊施設の提供、準町民認定・ 感謝のハガキ送付などを通じて、楢 葉町ファンになっていただく。 	 ●除染ボランティアの募集・受け入れ【2-1)施策3①】 ●除染のための機器等の配備【2-1)施策3②】 ●放射線関連の資格創設・町民の取得促進【2-5)施策3②】 ●滞在型・体験型ボランティアの受け入れ【4-2)施策1①】 ●楢葉応援団の結成【4-4)施策1①】
つながれ、 はばたけ 「楢葉っ子」	 ●避難している子どもたちに、これまでの友だちと集う機会をつくり、楢葉の子どもたち(楢葉っ子)の絆を深める。 ●町の外で暮らす楢葉っ子を「まちの外交官」と位置づけ、新しい友だちづくりなどを通じて、楢葉を知り楢葉を愛する人々の輪を広げていく。 	 小中学生等の交流事業【1-5)施策2①】 新たな就学支援【1-5)施策1②】 より魅力ある学習環境の整備【3-1)施策1②】 アカデミー福島再生による国際人教育の推進【3-1)施策2①】 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進【4-4)施策1⑦】
広域連携による Jヴィレッジ等 を活用した 健康とスポーツ のまちづくり	● J ヴィレッジを復興し、町総合グラウンドなども活用しつつ、近隣市町村と連携を図りながら、スポーツ、食育など幅広く健康に関する研究・教育・活動等を推進する拠点機関として整備する。 ● その活動を通じて、「健康のまち・楢葉」を国内外に発信し、多くの国・地域などと交流を深める。	 Jヴィレッジの再生【4-5)施策1①】 スポーツ事業・大会への参加促進【4-5)施策1②】 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり【4-4)施策1⑥】 健康づくり事業の推進【2-5)施策1⑤】 健康づくりに関する人材の育成・確保【2-5)施策1⑦】
放射線医療研究推進拠点	 か射線の測定技術や除染技術、健康影響、先端医療等について総合的に研究・推進し、町民・県民、関係者の健康管理に役立てるとともに最先端医療を受けられる機関として「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター(仮称)」を設置する。 このセンターでは、放射線に関するリスクコミュニケーションや心のケアなども行う。 	 ・放射線医療研究・予防医療福祉総合センター(仮称)の誘致【3-3) 施策2①】 ・放射線・被ば<医療研究者等の招聘【3-3) 施策2③】 ・放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究【4-3施策3③】 ・専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上【2-5施策3①】

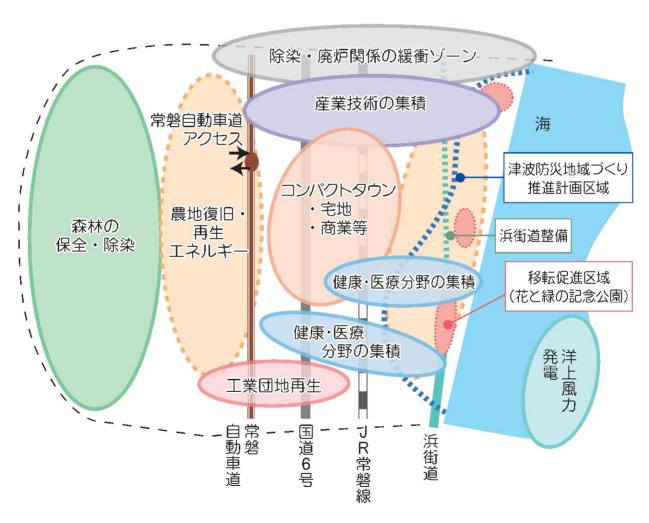




1. 土地利用の方針

災害に伴い、従来から徐々に進行していた若年層を中心とする人口の減少、高齢化・過疎化、 農地等の耕作放棄の増加などが加速的に進むと懸念されます。一方で、警戒区域の解除後には 除染や廃炉に関連する企業等の進出やそれら事業に関する新たな土地利用ニーズが発生するこ とも想定されます。また、警戒区域の設定期間中は固定資産税を免除するため土地評価額をゼ 口としていますが、今後のまちづくりを通して土地資産価値の回復・向上を図ることも町の復 興として重要です。

こうしたことから、復興への取り組みにあたっては、土地利用の変化を的確に誘導・調整することが求められます。このため、今後の楢葉町における土地利用の方針を整理しました(下記イメージ図参照)。



土地利用方針のイメージ

1-1) 防災のための土地利用方針

(1) 安全で暮らしやすい移転先の確保

津波被災者については、再度津波の被害を受けないよう、今回の浸水区域外の安全な場所に 宅地を確保します。また、山間部の集落においても、森林について除染が進められて線量が低 下するまでの間など、町内に移転先を求めることも予想されます。いずれにおいても、移転先 については、昔からのコミュニティ維持を重視して、被災集落コミュニティの希望を最優先に 対応することとします。

なお、集団的な移転を目指す場合には、一定のインフラが整備されている場所に移転することが迅速な住宅再建・生活再建につながりますので、町内のそうした適地を中心に移転先候補とすることが考えられます。また、個別移転については、市街地や既存集落における低未利用地の有効活用などが図られるよう地権者との調整などを支援します。

(2) 津波防災地域づくりの総合的推進

福島県の津波シミュレーションをもとに、津波被災エリアおよび円滑な避難の確保のための施設整備を行う区域について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画区域を設定します。

①推進計画区域の設定

推進計画区域には、津波被災エリア辺縁を含む一定の範囲を指定して、防災緑地、二線堤としての県道など、津波防護施設を整備します。津波シミュレーション結果を踏まえて必要に応じて宅地のかさ上げを指導したり、避難目標となる緑地・緑道及びその管理用道路の整備に取り組みます。

なお、津波防護施設の整備にあたっては、景観等にも十分配慮した緩傾斜堤防としたり、町 民自らが維持管理に参加するなどして、海・河川と人との関わりが常に意識されて災害時にも 対応できるようにします。

②花と緑の記念公園 (移転促進区域)

沿岸部の津波で被災した防災集団移転促進区域となる宅地部分を中心に、今回の津波により 浸水被害を受け、今後も津波による災害の危険が著しいエリアは、原則として災害危険区域と し、一定の建築制限を行います。そのエリアについては、花と緑でいっぱいの記念公園などと しての利用を、町民参加で検討します。

1-2) 宅地や事業用地の供給方針

(1) コンパクトなまちづくり

町では、町民の日々の生活を支える中心的な場所を検討・設定し、小さな町の特徴を活かして、民間事業者によるサービスと、町職員の顔がよく見えるサービスとを提供できるよう取り組みます。そうした機能が集約された町の「核」を創出することで、町全体としてのサービスの機会と質の向上が期待できる「コンパクトなまちづくり」を目指します。

避難指示が解除されても、避難者の帰町はゆるやかに進むことが予想されます。そのため、 商業・医療・介護・金融機関をはじめとする各種暮らしのサービスの回復も、人口が比較的多 い場所の近辺に集中的に再開することが効果的です。そして、その周辺に高齢者住宅や施設な どを配置したり、バリアフリー化に集中的に取り組むことで、高齢者の外出を支援したり、独 居の方の日常的な交流が促進されるという効果も期待されます。

また、徹底した除染や放射線防護対策を研究して、町内で最も放射線量の低い場所として、 子どもも思いっきり遊べるようなエリアを目指します。

(2) 新規人口の受け皿づくりとしての土地利用

双葉郡の町村には、放射線量が高く、すぐには戻ることのできない地域があると考えられます。そうした地域の町村や住民の要請があれば、他町村被災者の世帯の受け皿づくりや仮役場の機能確保に有効な土地の利用を検討します。また、除染や新たな産業等に関する流入人口等の増加も考えられるので、その受け皿として民間による賃貸住宅の建設等が進められる可能性があり、的確な土地利用が図られるよう、誘導します。その際には、駅周辺の面的整備なども視野にいれて取り組みます。

なお、町は、「コンパクトなまちづくり」の一環として、避難が継続する町村出張所の設置 等も含めて、こうした新規に流入する人たちも暮らしやすいサービスが提供できるように取り 組みます。

(3) 被災原子力発電所近接ゾーンとしての土地利用

福島第一原子力発電所、同第二原子力発電所では冷温停止の維持、安全な停止などの作業が 継続されています。また、除染作業も本格化します。そうした活動が行われる近接自治体とし ての計画的土地利用を進めます。

具体的には、双葉郡町村とも連携して、次のような機能整備を目指します。

①除染・廃炉作業関係の緩衝ゾーン

J ヴィレッジや町総合グラウンドの再生を図るためには、人や車両のパーク・アンド・ライド(乗換場所)や除染・スクリーニング、資機材等の保管・管理機能、さらには各種サービス

機能(宿泊、食事、車両や資機材の整備など)を提供するエリアを新規に設定し、そうした機能を移転させることが必要です。

②原子力防災機能

廃炉までの作業等に係るさまざまな緊急事態を想定した対応を準備しておくことが、帰町する町民の安全・安心の確保につながります。今回の災害教訓を踏まえた原子力防災基地として、指揮、放射線測定、関係者や近隣の町民の退避などの諸機能を整備して緊急事態への対応を強化し、通常は訓練・研修施設として利用することやスポーツ施設・公園としての利用、資機材・水・食糧・医薬品・ヨウ素剤等の備蓄に利用されることが考えられます。

(4) 新たな産業集積促進のための土地利用

町では、企業の帰還と新たな産業育成への取り組みとして、次のような土地利用を想定します。

①南工業団地の再生

南工業団地の再生のため、福島復興再生特別措置法における事業用設備の取得や被災者雇用に関する各種優遇措置、従業員の居住確保支援などにより、企業の帰還を促します。それでも帰還を断念した企業があった場合には、当該用地・建物を活用した新規立地を促進します。また、団地内の事業者が共同で廉価に再生可能エネルギーを利用できるようにするなど、環境に配慮した工業団地となることを支援します。

②産業・技術集積とその支援機能

除染や廃炉に関する国の研究機関、民間の研究開発拠点や活動拠点の集積を目指します。そのためには、研究者や技術者、職員に魅力のある職住近接の良好な住環境と、交通手段の確保が欠かせません。

また、研修や視察、会議等といった小規模なMICE¹¹機能を提供することが有効と考えられます。具体的には原子力防災に関する視察・研修、除染や廃炉関連の技術開発・研究や関連機器の展示・商談などのニーズが見込まれます。地域に潜在する技術と国内外の関連する技術が交流する場にもなることで、新たな技術革新も期待されます。

③健康・医療分野の集積

健康・医療関連分野の集積は、町が掲げる健康を目指した土地利用です。Jヴィレッジ、温泉、福祉・介護施設、天神岬スポーツ公園、放射線医療研究・予防医療福祉総合センター(仮称)などの全てを「健康のまち楢葉」として、「メディポリス構想」に組み込むことが考えられます。

¹⁷ MICE: Meeting (会議、セミナー、研修)、Incentive tour (視察)、Convention(大会)、Exhibition(展示会)

(5) 土地利用の監視

今後、住民が帰町せずに土地を手放す動きと、新たな土地取得の動きが発生して、土地利用等の混乱が生じることも想定されます。また、災害復旧や除染・廃炉関係者の流入による、低質な賃貸住宅の無秩序な増加、従前からの町民とのトラブルの発生や生活環境の悪化が懸念されます。

こうした点に留意しつつ、土地利用の動向をきめ細かく把握することや、優良な住宅が供給 されるよう適切な誘導に取り組みます。

1-3) 次世代に受け渡す土地利用

土地を次世代に受け渡すためには、国や町、ボランティア等による息の長い除染に取り組むだけではなく、地域の活性化、双葉郡における数十年間の人口・産業構造の大きな変化への対応、町の豊かさの大きな要素である農地や自然の回復などに適切に対処していくことが不可欠です。

(1) 交通環境の整備・充実

①道路

道路整備としては、主要施策に示したように、避難のための浜街道の整備、常磐自動車道利用のためのインター整備などが必要です。また、高速道路を利用した高速バスの運行、町内を巡回する身近なコミュニティバスの運行などの通勤・通学や暮らしのための交通環境が整備されるように取り組みます。

②鉄道

町における大きな課題の一つは鉄道です。ルート変更や除染・放射線防護対策を実施して現在は運休状態にある常磐線の北進路線を早期再開するよう、国とJR東日本に対して強く要請します。また、町内には2つの駅がありますが、特急が停車しないことや「楢葉」という名前の駅のないことは、今後の新たなまちづくりにおいて大きなマイナス要因と考えられます。そうした観点から、町内における駅のあり方を検討し、早急に結論を得て実現に取り組みます。

(2) 将来世代が選択可能な土地利用の仕組みの導入

将来世代が選択可能な土地利用制度を積極的に活用するという配慮も必要です。

当面予想される人口の流入は、他市町村からの一時的避難者、除染や廃炉の関係者など10~数十年間の中期的な居住人口であり、その後の土地利用ニーズを現時点で想定することは困難です。そのため、将来、産業構造や土地利用の転換等が必要になった場合にも対応できるよう、宅地や事業用地の供給については定期借地制度の活用等を考慮することが考えられます。

(3) 豊かな自然の回復、農林水産に関する土地の維持、保全

①農地

これまで先祖伝来つくりあげられてきた経緯のある農地は、単なる農産物の圃場というだけでなく、のどかな田園風景による景観形成、貯水機能による大雨時の洪水防止など重要な多くの役割を果たしています。それらを保全することにも気を配りながら、農地を有効に活用していくよう、知恵を集めて議論します。なお当面は、従来と同様の稲作を継続したり新たに菜の

花・綿花・ひまわりなどへ転換したりしてバイオマス燃料の製造へつなげる、放射性物質の農 作物影響などを調査する研究機関を誘致する、などの多様なチャレンジが考えられます。

一方で、町内には平坦な宅地がほとんどありません。今後の高齢化社会への対応や前述の「コンパクトなまちづくり」などにおいて、活用することが有効と考えられる農地については、農家の意向を踏まえつつ、土地利用転換を検討します。また、太陽光パネルによる発電などに利用することが適当な農地の計画を作成し、再生可能エネルギー発電等を促進します¹⁾。

②森林

町の西側に広がる山林については、本来、徹底した除染が望まれますが、実現には新たな技術開発などを待つ以外に有効な方策がないというのが実状です。そこで次善の策として、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止することが考えられ、従来にも増して間伐や搬出、土砂の流出を防ぐ取り組みが重要となります。

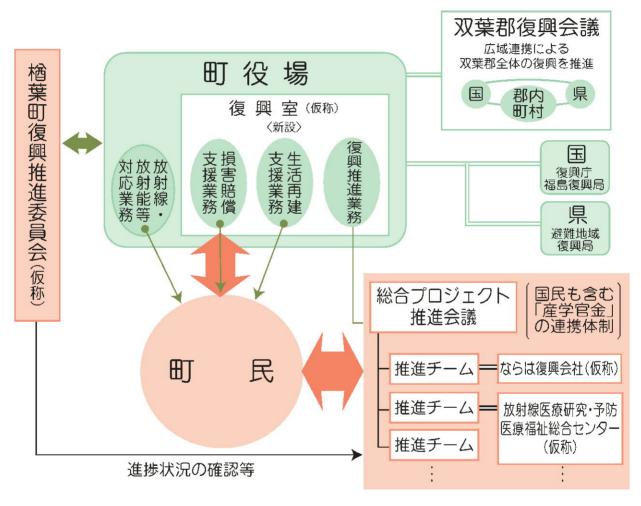
町内の山林はその多くが国有林であることから、国が定める「国有林の地域別の森林計画」の中でこれを明確に位置づけ、除染と並行して、こうした活動を通じ森林と生活環境を守る取り組みを推進することを、国等の関係機関に要望していきます。

加えて、生息する動植物を長期間にわたって保護・観察するエリアなどを設定し、モニタリングを継続しつつ放射性物質の移動や影響を解明するための基礎データとすることや、その結果をわかりやく町民に伝えることも要請します。

¹⁾ 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣議決定)

2. 復興への取り組みを支える仕組み

まちの復興に向けた取り組みは多種・多方面にわたることから、これを推進するためのしっかりとした仕組みが必要です。町役場と町民、町内各事業者などが一体となり、ともに復興に向けて歩み続ける体制を構築します(下図参照)。



復興推進体制の全体像

2-1) 新生楢葉に取り組む体制・仕組みづくり

(1) 町役場の体制整備

原子力災害からの復興には放射線・放射能等への対応が不可欠であることから、これをしっかりと進めていきますが、これに加えて、まちの復興と町民の生活再建を円滑に推進するため、町役場として「復興室(仮称)」を立ち上げます。復興室は、復興庁福島復興局、福島県避難地域復興局などとの密接な連携の窓口を務めるとともに、次の3つの機能を担い、復興と生活再建を強力に推し進めます。

なお、過去に例のない原子力災害からの復興には多くの困難が伴い、町職員の負担も非常に 大きくなることが予想されます。このため、町民から臨時職員を採用するほか、国及び全国の 都道府県・市町村からの職員長期派遣について県にあっせんを要請するなどして、町役場の体 制増強を図ります。

①損害賠償支援業務

東京電力に対する損害賠償について、町民の相談に応じるとともに、さまざまな情報をわかりやすく周知するなどの取り組みを進めます。とくに判断が難しいケースなどについては、町の顧問弁護士への橋渡しを行い、専門的なアドバイス、サポートなどを受けられるよう支援します。(復興のための施策「1-6)原子力災害のもたらす経済的被害の回復」→P31参照)

②生活再建支援業務

しばらく帰町を見合わせる方も含め、すべての町民の被災生活を支え、生活再建を支援します。「被災者カルテ」を用いて被災生活実態・生活再建意向などのデータを総合的に管理するとともに、さまざまな相談・申請手続き等を一元的に扱う「ワンストップ窓口」の役割を果たし、町民の生活再建を総合的に支援します。なお、専任職員の配置にあたっては、過去の災害で生活再建支援を行った自治体から経験職員の派遣を受け、そのノウハウ等を吸収して活かしていきます。

③復興推進業務

まちづくり会社「ならは復興会社(仮称)」の設立や「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター(仮称)」の誘致など、地域経済の復興に貢献し将来にわたる中核産業として成長していくさまざまな機関・組織の誘致・設立に向けたプロジェクト推進の窓口となります。個別のプロジェクト推進を行う「推進チーム」及びそれを総合的に検討・調整する「総合プロジェクト推進会議」((2)に後述)の事務局を担い、円滑なプロジェクト推進に貢献します。

(2) プロジェクトの推進体制

復興のために新たに取り組む大規模なプロジェクトの推進には、企画力や人的ネットワーク、専門性などを持つ人材を確保することが必要です。このため、町役場をはじめとする行政機関はもちろんのこと、関連する大学・研究機関などの有識者、町民や関連事業者・民間団体の代表者、金融機関などの参画する「推進チーム」をプロジェクトごとに設置し、「産学官金」の協働によるプロジェクト推進を目指します。この推進チームには、必要に応じて、対外的に発言力のあるプロデューサーや関係機関との交渉調整にあたるコーディネーターなどを置き、大きな推進力の確保を図ります。

また、各プロジェクトの内容・推進状況を総合的に検討・調整する場として、産学官金の集まる「総合プロジェクト推進会議」を設置・運営していきます。

(3) 「まちづくり会社」などの設立

復旧・復興に関連する事業を効果的・効率的に推進する上では、その推進母体として行政、 地元企業、町民等が参加する協働組織の存在が必要となる場合があります。このため、まちづ くり会社「ならは復興会社(仮称)」などの設立を検討します。

この組織は、復興に向けて町行政をサポートするもので、「公共性」「事業性」「地域密着性」「時限性」「自立性」を備えた復旧・復興需要の受け皿になります。具体的には、早期に取り組むべき事業として除染、がれき撤去、住宅の片付け・修繕、防犯警備などがあり、また段階的な帰町時には、住民の生活サービスの提供などが考えられます。さらに、本格的復興期には"新生ならは"づくりの推進役となる組織として成長させていきます。

「ならは復興会社(仮称)」は、新たな会社組織の設置、既存関係団体との連携・協力、振興公社など既存組織の発展的改組、NPOの立ち上げなどを視野に入れて、関係者との調整を図りつつ進めていきます。また、活動原資としては、国の震災等緊急雇用対応事業や県の復興基金などを活用します。

(4) 広域的な連携による復興の体制

楢葉町の復興は、まち単独で進めるものではなく、双葉郡全体としての復興を目指すものです。郡内では比較的放射線量の低い楢葉町は、双葉郡復興の拠点となるべき位置づけにあることから、その推進役としての役割を果たすことが求められます。

このため、双葉郡内の各町村と連携をとり、県・国も参画する「双葉郡復興会議」の設置を呼び掛けて、これを推進していきます。

2-2) 復興に向けた財政面の対応等

(1) 緊急事業への対応

この復興計画にもとづいて取り組む各種事業については、それぞれ具体的な事業計画を策定 し推進していきます。とくに住宅やインフラなどの緊急を要する事業については「緊急3カ年 計画」などとして事業計画を早急にとりまとめ、財政面の措置を行います。

なお、災害復旧事業については、改良復旧を含む災害査定及びその後の入札・工事等に的確 に取り組むとともに、国や県による事業代行の積極的な活用を図ります。

(2) 歳出の見直しへの取り組み

復興に向けた財政面への配慮として、すでに町では、震災前から行っていた各種事業についてすべてゼロベースでの見直しを行い、歳出縮減の努力を開始しています。復旧・復興に関わる事業についても、既存の各種制度や復興基金などを活用するとともに、それぞれの事業計画の中でコンパクト化、スリム化を図り、財政負担の軽減に努めます。また、PFI(民間資金等活用)による推進の可能性を検討するなど、民間活力の活用も図ります。

(3) 復旧・復興資金を地域内循環する仕組みづくり

まちづくり会社「ならは復興会社(仮称)」などを通じ、復旧・復興に関連するさまざまな 公共事業に対して地元事業者などが優先的に参画できる仕組みを構築します。これにより、各 種公共投資等が地域経済の復興と結びつき、ひいては町の歳入確保へつながる「地域内循環」 を推進します。

また、一般的な災害復旧事業は概ね3年程度で終了するため、その後急速に公共投資が減少して地域経済が低迷することがあります。緊急事業以外の取り組みについては、町民や若年層世帯、子どもの帰町などの意向を的確に把握し、タイムリーに帰町準備等を進めることで、過度に帰町への取り組みが一時期に集中しないように留意するなど、復興期間全般における公共事業等の平準化に配慮します。

(4) 共益的投資の仕組みづくり

原子力災害からの復興では、一般の自然災害にも増して、さまざまな地域での課題が発生することが予想されます。そうした課題の解決には、町民等が主体となって取り組むことが有効であり、NPOや一般社団法人等によるそうした地域課題解決事業(コミュニティ・ビジネス)への取り組みが求められます。そこで、町では、そうした事業等を立ち上げる際の小規模な資金調達を支援するファンド(基金)を設けるなど小口出資の仕組みづくりを検討します。なお、そうした出資で活動が軌道に乗れば、出資の一部または全部を回収して、別の新たな取り組みに出資することで、地域社会の課題解決を目指す町民の取り組みを継続的に支援することが可能となります。

2-3) 復興計画の進捗管理の仕組みづくり

今回の災害では、原子力災害からの復興という特殊な事例であることから、既往災害の経験 が必ずしも活かされるとは限りません。その意味で、この復興計画は第一次であり、適宜、状 況に応じた計画の見直しを実施していくことが必要です。

(1) 楢葉町復興推進委員会(仮称)の設置

楢葉町復興計画検討委員会のメンバーに引き続き参加・協力を要請するなどして、「楢葉町 復興推進委員会(仮称)」を設置し、復旧・復興の取り組みと進捗、実施中の施策の調整や新 規施策について、ご意見・ご提案をいただく場とします。

そのために、推進委員会(仮称)の協力を得て、次のような取り組みを実施します。

- ▶楢葉町固有の条件を踏まえた復興指標の検討
- ▶実地調査や復興関係データの整理・分析
- ▶復興モニター(仮称)を町内の住民・就労者、各分野の支援者等より募集して意見聴取
- ▶町民意識調査や町民ワークショップ(3年経過を目安に実施)

(2) 計画の改定、町勢振興計画へのシフト

上記の推進委員会(仮称)の提言も踏まえて、取り組んでいる復興施策を次のような4つに 判定するなどして、適宜、復興計画に掲げた復興施策の見直しや町勢振興計画への移行を図り ます。

(復興施策の判定イメージ)

判定1:計画は概ね達成した(ので当該施策は終了)

判定2: 町勢振興計画へ移行(特例的措置から、通常施策へシフト)

判定3:復興計画で事業を継続する

判定4:実行は困難、再検討する

復興計画で掲げた全ての施策について「計画は概ね達成」や「町勢振興計画へ移行」との判断がなされたときに、町の復興計画はその役割を達成したことになります。



資料1. 楢葉町における被害と避難生活の現状

東日本大震災に伴う地震・津波災害と避難生活の現状は次のとおりです。

1-1) 地震被害概要

(1) 地震

平成23年3月11日14時46分に発生したM9.0の東日本大震災は、楢葉町では震度6強を記録し、その後も震度5弱以上の余震が9回発生しています。

(2) 津波

推定で10.5mもの高さの津波が 町の沿岸を襲い、住宅地や水田な

ど約2.60kmが浸水しました。海岸の防潮堤は6.2 mの高さで整備されていましたが、これを4 m以上も超える大きな津波であり、多くの死者と、沿岸の住宅に被害が発生しました。また、南地区下水処理場も壊滅的な被害を受けました。

(3) 死傷者

楢葉町の人的被害は、次のとおりです。津波による直接の犠牲者に加え、その後の避難生活における 災害関連死により、37人の尊い命が失われました。

楢葉町の死傷者数 (平成24年4月25日現在)

死者・行	方不明者	重傷者	軽傷者
津波	津波 災害関連死		1年1657日
13人	24人	2人	3人

地震の発生状況

発生日時	規模	発生場所	震度
H23.3.11 14:46	M 9.0	三陸沖	6強
3.11 17:41	M 6.0	福島県沖	5 弱
3.12 22:16	M 6.2	福島県沖	5 弱
4. 7 23:33	M7.2	宮城県沖	5 弱
4.11 17:16	M7.0	福島県浜通り	5 弱
4.12 14:08	M 6.4	福島県中通り	5 弱
7.25 03:51	M 6.3	福島県沖	5 33
7.31 03:54	M 6.5	福島県沖	5 強
8.19 14:37	M 6.5	福島県沖	5 33
H24.4. 1 23:04	M5.9	福島県沖	5 弱



1-2) 原子力災害の影響

(1)警戒区域等の設定

楢葉町では、福島第一原子力発電所から20kmのエリアが警戒区域、20~30kmのエリアが緊急時避難準備区域に、それぞれ設定されました(うち緊急時避難準備区域は平成23年9月30日解除)。また、福島第二原子力発電所から8kmのエリアも避難区域となりました(平成23年12月26日解除)。

平成24年4月現在、町の総面積の約8割が警戒区域となっています。



(平成24年4月25日現在)

(2) 避難状況

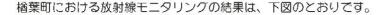
警戒区域等の設定に伴う町民の避難状況は次のとおりです。

町民の避難状況

(平成24年4月25日現在)

楢葉町人口 7,688名			所在確	認済 7,6	84名(9	9.9%)
【県内】	【県内】6,336名(82.5%)			【県外	1,34	8名(17.5%)
い わ き	市	5,318	茨	城	県	246
会 津 美 里	町	433	東	京	都	204
会津若松	市	160	埼	玉	県	188
郡山	市	111	千	葉	県	150
福島	市	57	神	奈 川	県	97
そ の	他	257	そ	の	他	463

(3) 放射線モニタリング調査結果





航空機モニタリング(平成24年2月)

【出典:文部科学省資料】

1-3) 住宅の被害状況

家屋の被害には、津波による被害、地震動による屋根や宅地の被害があります。加えて、警戒区域等の設定による長期避難に伴い、不在となっている家屋において建物の傷みが進むなど、被害は拡大しています。

(1) 津波被害

警戒区域が設定されているため正確な被害程度の把握はできていませんが、航空写真により、津波被害で住宅が流出又は浸水したと認められた戸数は、次のとおりです。

津波による住宅被害

波倉地区	下井出地区	北田地区	前原地区	山田浜地区	승 計
26戸	19戸	5戸	44戸	31戸	125戸

(2) 一時帰宅で把握された住宅被害

平成23年9月下旬~12月上旬にかけて実施された一時帰宅(第2巡)に参加された方を対象に、住宅被害状況についてのアンケートを実施しました。この結果、動物に荒らされたり、屋根の漏水や湿気での傷み、盗難など、避難の長期化に伴って被害が拡大している状況が明らかとなりました。現在では、避難期間がより長期に及んでいることから、こうした被害はさらに拡大しているものと推測されます。

一時帰宅で把握された住宅の被害状況

	被害状況	件数	比率	
津波による被	害があった	79	4%	
地震で倒壊し	たり、大きく傾いた	75	4%	
地盤や擁壁に	、家の基礎が傾くような被害があった	145	7%	
屋根や壁、窓に	こ被害があり、雨水が入ってカビ、腐るなどの被害	516	26%	
屋根や壁、窓	に被害があったが、雨水の進入などの被害はない	825	42%	
室内がネズミ	や小動物に荒らされた	520	27%	
シロアリが出	ている	32	2%	
	地震で壊れたものがある	77	4%	
	地震以外で壊れたものがある			
自 😞 散乱等			5%	
自 そ 散乱等 由 の 盗難 記 他 動物(生き物)			2%	
遥 他	動物(生き物)	121	6%	
	虫	99	5%	
	湿気等	59	3%	
特に大きな被害はない			20%	
わからない			1%	
無回答			0%	
	回答者数	1,961	100%	

1-4) 避難生活や復興等に関するアンケート調査

これまで町では、町民の避難生活の実態や復興に向けた意見・要望を把握するため、各種アンケート調査を実施しました。主な結果は、以下のとおりです。

(1) 楢葉町の復興に向けた町民アンケート調査

調査の方法

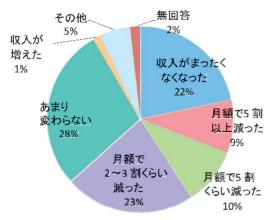
項目	内 容
調査対象	全世帯
調査方法	郵送による配布、回収
調査時期	平成23年8月

配布数及び回収状況

配布数	2,900
有効回収数	1,995
有効回収率	68.8%

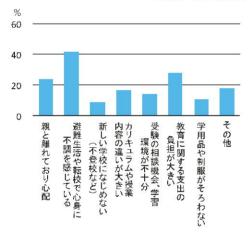
【避難生活の実態に関すること】

◆収入の変化(避難前との比較)



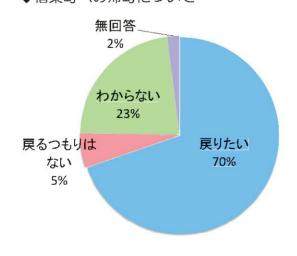
◆子どもの教育に関する困り事(複数回答)



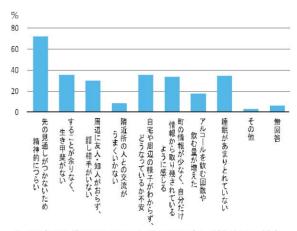


【今後の住まいや復興に関すること】

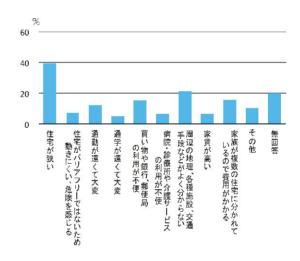
◆楢葉町への帰町について



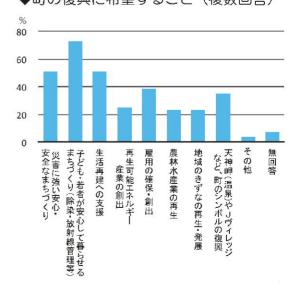
◆ご家族の心身の状態(複数回答)



◆現在の住宅に関する困り事(複数回答)



◆町の復興に希望すること(複数回答)



(2) 震災後における楢葉町高校生世代の現在の生活と将来に関する意識調査

いわき明星大学の実施した調査結果より抜粋

調査の方法

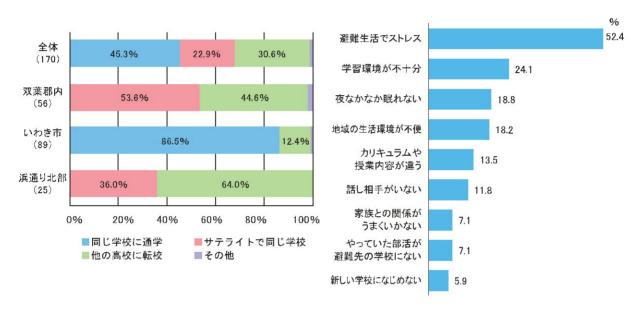
項目	内 容	
調査対象	16~18歳の全町民	
調査方法	郵送による配布、回収	
調査時期	平成24年1月	

配布数及び回収状況

配布数	276
有効回収数	170
有効回収率	61.6%

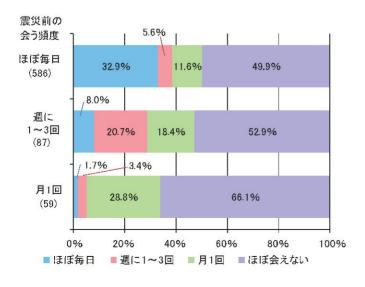
◆現在通っている学校(避難前の学校別)

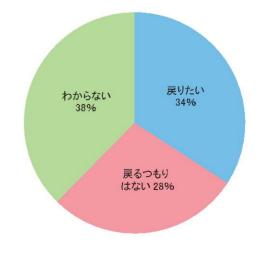
◆避難生活の中で困っていること(複数回答)



◆仲の良かった友人と震災後に会う頻度 (震災前に会っていた頻度別)

◆楢葉町へ戻りたいと思うか





(3) 震災後における楢葉町民の現在の生活と将来に関する意識調査

いわき明星大学の実施した調査結果より抜粋

調査の方法

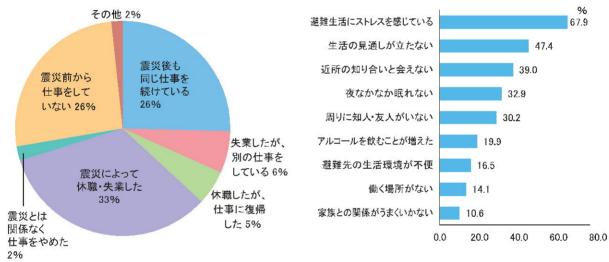
項目	内 容	
調査対象の	19~79歳の住民より	
抽出法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布、回収	
調査時期	平成24年2月	

配布数及び回収状況

配布数	1,484
有効回収数	767
有効回収率	51.7%

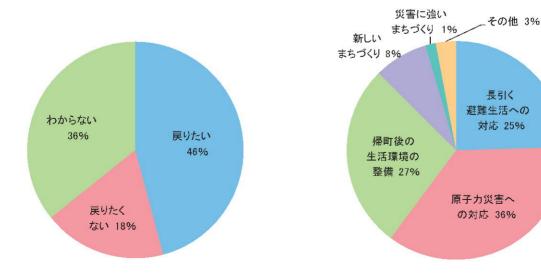
◆震災による仕事の変化

◆避難生活の中で困っていること(複数回答)



◆楢葉町へ戻りたいと思うか

◆復旧・復興のため町が重点的に取り組むべきこと



資料 2. 楢葉町復興計画検討委員会

楢葉町復興計画検討委員会設置要綱

(平成23年10月1日楢葉町訓令第14号)

(設置)

第1条 楢葉町復興対策本部設置要綱(平成23年楢葉町訓令第12号)第5条の規定に基づき、町民、 関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させた楢葉町復興計画(以下「復興計画」 という。)を策定するため、楢葉町復興計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を 設置する。

(所堂事項)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長へ報告する。
 - (1) 楢葉町復興ビジョンに関すること。
 - (2) 復興計画案に掲げる施策、事業に関すること。
 - (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共的団体の役員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、復興計画案の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長は町長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。
 - 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後 の最初の会議は、町長が召集する。
 - 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、災害対策本部復興班において処理する。

(委仟)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

平成24年4月22日

楢葉町長 草野 孝 様

楢葉町復興計画検討委員会 委員長 近藤 邦彦

楢葉町復興計画〈第一次〉について(報告)

平成23年10月1日付け楢葉町訓令第13号をもって設置された本委員会において、「楢葉町復興計画〈第一次〉」について多くの議論を重ねた結果、委員会としての結論を得たため、別添のとおり報告いたします。

この復興計画は、先に当委員会より報告し町として決定された「楢葉町復興ビジョン」を骨格として、具体的な施策や取組内容と、その工程について検討した結果をとりまとめました。また併せて、町として復興を進めていく上で重要と考えられる「土地利用の方針」及び「復興への取り組みを支える仕組み」についても記載しています。今後、町として、町民、その他多くの関係者と協力して、個別の施策・取り組みを具体的に推進していかれることを期待しております。

なお、復興計画の策定に当たっては、並行して進められた楢葉町復興対策本部分科会における活発な議論と、各課へ持ち帰っての詳細な検討がなされ、その結果が本委員会における検討の土台となったことを申し添えます。

楢葉町復興計画検討委員会名簿

防災・除染・ まちづくり部会

教育·医療福祉部会

経済産業部会

東京都市大学工学部教授 松 本 哲 男

長岡造形大学造形学部准教授 澤 田 雅 浩

渡邊正尉

山 本 満

梶 原 貞 二

山 下 一 夫

柴田浩光

加藤大蔵

小 沢 拓 矢

山内美加

山内广春

佐藤悦美

古 山 誠

慶應義塾大学商学部教授 吉 川 肇 子

渡 邉 司

矢 内 賢太郎

岩間尊弥

坂 本 久美子

猪狩慶彦

土岐高久

川嶋仁子

柳下優子

金 子 美智子

杤久保 寿 治

いわき明星大学人文学部准教授

高 木 竜 輔

関西大学社会安全学部准教授

永 松 伸 吾

地域創造研究所代表

近藤邦彦(委員長)

松本栄樹

結 城 浩 二

渡 邉 清

渡辺康志

高山豊治

芦口 智章

佐藤晴 一

細山道明

梶 原 活 司

佐間田 信 雄

(順不同)

楢葉町復興計画策定経過

T-400/T-3-F10/F	
平成23年7月19日	楢葉町東日本大震災・原子力災害復興ビジョンプロジェクトチーム会議(第1回)
平成23年7月29日~8月20日	「町民アンケート」発送(2,900世帯) 回収1,995世帯 (回収率 68,8%)
平成23年9月6日	楢葉町東日本大震災・原子力災害復興ビジョンプロジェクトチーム会議(第2回)
平成23年10月1日	楢葉町復興対策本部会議(第1回)
平成23年10月16日	楢葉町復興計画検討委員会(第1回)(委員39名)(オブザーバー2名) 委嘱状交付 役員選出
平成23年10月20日	楢葉町復興対策本部分科会(第1回) 復旧・復興分科会討議(ビジョン検討)
平成23年11月8日	楢葉町復興対策本部分科会(第2回) 復旧・復興分科会討議(ビジョン検討)
平成23年11月15日	楢葉町復興対策本部分科会(第3回) 復旧・復興分科会討議(ビジョン検討)
平成23年11月27日	楢葉町復興計画検討委員会(第2回) 楢葉町復興対策本部分科会(第4回) 防災・除染・まちづくり部会、教育・医療福祉部会、経済産業部会
平成23年11月28日・29日	各課ヒアリング
平成23年12月6日	楢葉町復興対策本部分科会(第5回) 復旧・復興分科会討議(ビジョン検討)
平成23年12月11日	楢葉町復興計画検討委員会(第3回) (ビジョン検討) 防災・除染・まちづくり部会、教育・医療福祉部会、経済産業部会
平成23年12月12日	楢葉町復興対策本部会議(第2回)
平成23年12月12日	楢葉町議会全員協議会 (楢葉町復興ビジョンの素案について(中間報告))
平成23年12月23日	楢葉町復興計画検討委員会(第4回) (ビジョン検討) 防災・除染・まちづくり部会、教育・医療福祉部会、経済産業部会
平成23年12月27日	楢葉町復興対策本部会議(第3回)
平成24年1月4日~16日	楢葉町復興ビジョンのパブリックコメント
平成24年 1 月22日	楢葉町復興計画検討委員会(第5回) (楢葉町復興ビジョン(案)の報告) 楢葉町現地調査
平成24年1月23日・24日	各課ヒアリング
平成24年 1 月25日	楢葉町復興対策本部会議(第4回)
平成24年 1 月30日	楢葉町議会全員協議会 (楢葉町復興ビジョン報告)
平成24年1月16日~2月3日	「高校生世代アンケート」発送(276人) 回収(169人) (回収率61.2 %) (いわき明星大学の協力を得て実施)
平成24年2月4日~2月27日	「町民アンケート」発送(1,484人) 回収(767人) (回収率51.7%) (いわき明星大学の協力を得て実施)
平成24年2月14日	楢葉町復興対策本部分科会(第6回) 復旧・復興分科会討議(復興計画検討)
平成24年2月21日	楢葉町復興対策本部分科会(第7回) 復旧・復興分科会討議(復興計画検討)
平成24年 2 月26日	楢葉町復興計画検討委員会(第6回) (復興計画検討) 防災・除染・まちづくり部会、教育・医療福祉部会、経済産業部会
平成24年3月3日	楢葉町復興計画検討委員会(第7回) 全体会議(復興計画検討)
平成24年3月9日	楢葉町復興対策本部会議(第5回)
平成24年3月15日	楢葉町議会全員協議会 (楢葉町復興計画〈第一次〉素案について(中間報告))
平成24年3月25日	楢葉町復興計画検討委員会(第8回) 全体会議(復興計画検討)
平成24年3月28日	楢葉町復興対策本部会議(第6回)
平成24年4月3日~13日	楢葉町復興計画〈第一次〉(案)のパブリックコメント
平成24年 4 月22日	楢葉町復興計画検討委員会 (第9回) (楢葉町復興計画〈第一次〉(案)の報告)
平成24年 4 月25日	楢葉町復興対策本部会議(第7回)
平成24年 4 月26日	楢葉町議会全員協議会 (楢葉町復興計画〈第一次〉について(報告))

用語集

P

一次医療、二次医療、三次医療

医療は、症状などによって一次~三次医療の3段階に分けられている。一次医療は風邪や腹痛など日常的な疾病への対応であるのに対し、二次医療は虫垂炎や胃潰瘍など比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療、三次医療は脳卒中や心筋梗塞、交通事故など緊急入院によって治療を受ける必要がある特殊で専門的な医療を指す。

インフラ

インフラストラクチャーの略で社会基盤施設のこと。 道路、河川、橋梁、鉄道などの交通に関わる設備や公 共施設の他、ガスや電話、上下水道、通信などの公共 的な設備を指す。

NPO

Non Profit Organizationの略で、直訳は民間非営利団体の意味。大きく2種類の団体があり、NPO法に基づき設立された特定非営利活動法人と、非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体を総称した、法人格を持たない民間非営利団体がある。

エリート

JFAアカデミー福島では、「社会の各分野でのリーダーであり奉仕者であり、確固とした倫理観と社会奉 仕精神を兼ね備えている者達」としている。

カ

海岸保全施設

高潮・波浪等の海岸災害から人命や財産を守る役割 を担う施設であり、具体的には防潮堤、水門などの施 設を総称して言う。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した

水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿の みを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の 汚濁を軽減する効果がある。

環境放射線モニタリング

環境中の放射線(放射能)を定期的あるいは連続的 に監視・測定すること。

緩傾斜堤

従来の堤防よりも緩やかな勾配の堤防のこと。一般 的には、勾配が高さ1に対し幅が3以上の緩やかな勾 配の堤防を指す。

コンパクトなまちづくり

従来のように宅地を拡大し続け人口を増大させる方 策を見直し、中心市街地に様々な都市機能を集約させ て住みやすくするといった考え方のまちづくり。

サ

災害危険区域

建築基準法第39条に基づき、津波等による危険が 著しいため、居住目的である建築物の建築に適しない 場所として、市町村が指定した区域のこと。

災害公営住宅

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが 困難な人に対して、主に賃貸目的で整備する公営住宅 のこと。

災害時要援護者

高齢者や要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時の避難などに際して何らかの支援が必要な人のこと。

再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、バイオマスなど、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

サポートセンター

楢葉町社会福祉協議会が運営する施設で、生活面の 改善を目的として、介護予防教室やデイサービスの実 施、訪問ヘルパー、料理教室などを行っている。

自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

食品放射能測定システム

農産物などへの不安を解消し、安心を確保するために、食品に含まれる放射能を測定することが出来る機器のこと。



大気降下物

地上に降ってきた大気中のチリや雨のこと。チリや雨に混じって放射性物質も地面に付着することから、これを定期的に監視(モニタリング)することで大気中の放射性物質の量が把握できる。

大気浮遊じん

一般的には大気中に浮遊しているチリやほこりのこと。大気中に浮遊している放射性物質を含むため、これを定期的に監視(モニタリング)することで、大気中の放射性物質の量が把握できる。

滞留汚泥

下水処理に伴って生じる泥状の物質のこと。

地域内循環

公共事業を地元事業者が実施すると、地元事業者が 得たお金が地元商店等で消費され、ひいては税収とな り公共に戻る。この一連の流れの繰り返しのこと。

地域包括支援センター

介護保険法に基づき、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う為、各市区町村に設置される機関のこと。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体(都道府県 や市町村)が、防災のために処理すべき業務などを具 体的に定めた計画のこと。

町勢振興計画

町が十年後に目指す姿を目標として定めた計画で、町の計画としては最上位にあたり、自治体の施策、事業全てを対象としてその内容や行程、予算規模を具体的に定めたもの。

津波浸水危険区域

津波浸水想定の結果、浸水が予想される区域のこと。

津波避難ビル

津波の際に、緊急的に上階等へ避難することが可能 な施設のこと。津波の到達する前に高台や避難所に逃 げるのが難しい場合、津波浸水危険区域内で、高さや 構造など一定の基準を満たした建物を津波避難ビルと して指定する。

津波防災地域づくり総合推進計画

東日本大震災を契機に制定された津波防災地域づく り法によって義務付けられた計画。施設整備などのハー ド施策と避難計画の策定などのソフト施策を組み合わ せた多重防御により、将来起こりうる津波災害の防止・ 軽減を図る。

定期借地制度

期限を定めた土地の賃貸借を行う制度。通常の借地に比べて期限終了後には必ず契約が終了するため、確実に土地が戻ってくるメリットがあることから、契約期間終了後の土地利用に関する計画が立てやすい。

低炭素社会

燃費の良いハイブリッドカーへの転換や再生可能エネルギーの拡大などにより温室効果ガスである二酸化炭素 (CO2) の排出を減らすことで、地球の温暖化が抑制された地球に優しい社会のこと。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわら

ず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、 周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、 整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。



楢葉応援団

この災害を契機に、ボランティアなどとして楢葉町に関心を寄せ支援をしてくださった方々に参加を呼び掛けて結成する楢葉町の応援団のこと(施策4-4(1)①参照)。これらの方とのつながりを町の財産として大事に育てていくため、感謝イベントや近況報告などによって継続的な交流を深める。

二線堤

海岸や河川に設置される堤防(本堤)の内側(陸側) に予備的に設置される堤防のこと。万一、本堤が決壊 した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にと どめる役割を果たす。

二地域居住

2つの地域で一定期間・反復的に生活すること。ここでは楢葉町と避難先の二地域を指す。



バイオマス燃料

バイオ(bio=生物、生物資源)とマス(mas=量)からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源(動植物)を用い、生み出された燃料の総称。液体燃料やガス燃料として加工され、従来の化石燃料を代替する用途での利用が進められている。

浜街道

福島県双葉郡広野町から、楢葉町、富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町、南相馬市小高区の海岸線を南北に伸 びる一般県道広野小高線(延長55km)の通称。

バリアフリー

段差などの物理的障壁、障がいのために特定の資格 が取得できない制度の障壁、情報が伝わらない情報の 障壁、障がい者への差別・偏見などの心理的障壁等、 すべての障壁を取り除こうという考え方。

被災者カルテ

被災者の住所や建物被害状況等の調査結果を統合し、 生活再建に向けた状況を記録し、被災者ごとの状況に 対応した支援を進めるために作成するカルテ(施策1-1(1)②参照)。

被災宅地危険度判定

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査 し、二次災害の危険度を判定すること。

被ばく医療

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるい は汚染を伴う傷病者に対する医療活動のこと。避難し た住民、事故が起きた事業所従業員などを対象に、放 射線被ばくや放射性物質による汚染について医療処置 を行う。

フェイスブック

参加者が互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広く交流することを目的としたインターネットのホームページ、SNS (ソーシャルネットワークシステム)のひとつ。数あるSNSの中ではフェイスブックが世界で最も多くの参加者を獲得しており、現在約8億人が利用している。

復興基金

原子力災害からの地域経済の再生と被災者生活支援 を目的として、福島県が新たに造成した「原子力災害 等復興基金」のことを言う。

復興特区

東日本大地震の被災地に対する復興対策のひとつとして、規制や税制などが優遇される地域のこと。

ベンチャー企業

新しい技術、新しいビジネスモデルを中核とする新 規事業により、急速な成長を目指す振興企業のこと。

防災行政無線

災害が発生した際に、災害の規模や被害状況などの 情報を収集し、正確な情報を地域住民に伝達するため、 国・都道府県・市町村が整備している防災用の無線通 信システムのこと。

防災集団移転

被災地や災害危険区域のうち、居住に適さない区域にある住居の集団的移転を促す事業。通常、国は地方公共団体に対して事業費の4分の3を補助したり、原則として10戸以上の移転に対して適用されるが、東日本大震災に関しては、補助の上乗せや適用条件の緩和などがなされている。

防災緑地

災害時に避難地や救援・復旧支援基地用地等として、 多目的に利用される緑地のこと。

放射線医療

X線などの放射線を用いた医療のことで、主にがんの早期発見や治療を対象とする。震災を機に、現在県 や福島医大が放射線医療の拠点整備の構想を発表する などの動きが見られる。

ホールボディカウンター

内部被ばく線量を調べるために、人間の体内に摂取 され沈着した放射性物質の量を体外から測定する装置

ホットスポット

周囲と比べて、局地的に放射線の値が高い地点のこと。



見える化

目に見えづらい内容を、視覚化してわかりやすく伝えること。

メディポリス構想

県の構想である放射線治療研究拠点のモデル地区と して楢葉町が町内に誘致し、先端医療や高齢者の医療・ 介護、予防医療など医療に関する様々な取り組みを行うことで雇用を創出し、町の活性化を目指す構想のこと。

モニタリングポスト

放射線を定期的に、または連続的に 監視測定する ために設置された装置のこと。

ヤ・ラ・ワ

游休耕作地

耕作の目的で利用されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地のこと。

ライフライン

生活や生命の維持に必要不可欠な、電気・ガス・上 下水道・通信・道路のこと。

り災証明

大規模災害などにより住家などが破損した場合、その程度を一定の基準に基づき判定し、証明するもの。 この証明は、保険の請求や税の減免などの手続きに必要となり、また、各種救援措置もこのり災判定により 行われる。

リスクコミュニケーション

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を 共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互 理解を図ること。

ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために 行う研究集会のこと。

「楢葉町復興計画〈第一次〉」の とりまとめを終えて

楢葉町復興計画検討委員会 委員長 近藤邦彦

東日本人震災による地震・津波災害と原子力災害の発生から早くも1年以上が経ちました。未だに住み慣れたふるさと楢葉を離れて避難生活を続けている皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

楢葉町は、地震・津波災害に加え、原子力災害という我が国では過去に例のない災害 に見舞われました。これから除染がどこまでできるのか、低線量被ばくの健康影響は本 当にないのかなど、今後の見通しに不安を感じることも多く、皆様には、今なおつらく 苦しい日々を送られていることと思います。

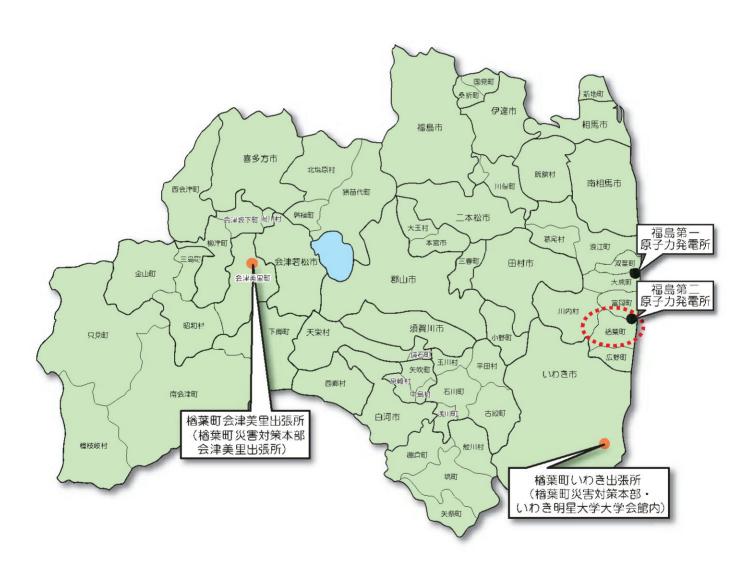
この復興計画は、そのような中で、ぜひとも町民の皆様に「夢と希望」を持っていただきたいとの思いを込めて策定いたしました。多くの町民代表者が参加する委員会や、町の若手職員からなる楢葉町復興対策本部分科会で、「ふるさとをもう一度取り戻すためには何が必要か」「これからどんな町を目指したいか」などという観点から、さまざまなご意見をいただき、議論を繰り返した結果をとりまとめています。各委員ともに避難生活を送る被災者という立場にありながら、自らの心を奮い立たせて、明るい未来を描くために前向きの議論をしていただいたことに、この場を借りて厚く御礼中し上げます。

復興計画に記載した施策・取り組みの中には、その実現までの道のりがはるか遠いものと感じられることも含まれています。今後、それぞれの施策・取り組みを進めていく上では、財源の確保という現実的な課題をはじめ、解決すべきことが山積していると言えるでしょう。しかし、多くの人の知恵を集め、町と町民が熱意をもって取り組んでいけば、必ずや道は拓けるものと信じます。

この復興計画を最初の一歩として、これからも着実な歩みを続けていき、地震・津波 災害と原子力災害を克服した「新しい楢葉」を目指して、ともに進んでいきましょう。

平成24年4月

福島県における楢葉町の位置





楢葉町 花・木・鳥



町の花:やまゆり



町の木:すぎ



町の鳥:うぐいす